

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 岡山県
農業委員会名： 奈義町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 483 |
| 自給的農家数 | 15 |
| 販売農家数 | 468 |
| 主業農家数 | 51 |
| 準主業農家数 | 92 |
| 副業的農家数 | 325 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 1706 |
| 女性 | 865 |
| 40代以下 | 458 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 57 |
| 基本構想水準到達者 | - |
| 認定新規就農者 | 4 |
| 農業参入法人 | 10 |
| 集落営農経営 | 10 |
| 特定農業団体 | 1 |
| 集落営農組織 | 9 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | | | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 767 | 170 | | | | 937 |
| 経営耕地面積 | 657 | 91 | 84 | 7 | 1 | 748 |
| 遊休農地面積 | 9 | 1 | | | | 10 |
| 農地台帳面積 | 885 | 570 | | | | 1155 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

| | 選挙委員 | | 選任委員 | | | | | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|---|----|
| | 定数 | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 | 計 | |
| 農業委員数 | | | | | | | | |
| 認定農業者 | - | | | | | | | |
| 女性 | - | | | | | | | |
| 40代以下 | - | | | | | | | |

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 0 4 年 3 月 3 1 日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 12 | 12 |
| 認定農業者 | - | 6 |
| 認定農業者に準ずる者 | - | 1 |
| 女性 | - | 1 |
| 40代以下 | - | 0 |
| 中立委員 | - | 2 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 8 | 8 | 3 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-----|
| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 937ha | 368ha | 39% |
| 課 題 | 農業後継者の減少や高齢化等により、町内全域で所有者自ら耕作・管理することが困難な農地が増加している。特に、営農条件に恵まれない山間部等の地域においては耕作放棄地の増加が懸念されているところである。今後は、人・農地プランを活用して、地域の中心となる経営体へ利用集積を進めて、担い手の規模拡大や作業効率の向上を図る。 | | |

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 集積面積 5ha (うち新規集積面積 2.5ha) |
| | 目標設定の考え方: 前年度実績を踏まえ、農地面積の0.5%程度を目標値とする。 |
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年4月～令和3年3月(毎月) 農用地利用集積計画の審査 ○令和2年4月～令和3年3月(毎月) 農業経営基盤強化法による利用権設定制度・農地集積等に関する新規事業等を農業者に周知、積極的な利用の推進を図る。 集落営農組織・担い手等への農地利用集積の斡旋。 |

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
- ※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
- ※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|--------------|-------------|
| 新規参入の状況 | 平成29年度新規参入者数 | 平成30年度新規参入者数 | 令和元年度新規参入者数 |
| | 3 経営体 | 2 経営体 | 4 経営体 |
| 課 題 | 地域の農地は地域で守ることが基本であることから、各地域で数年先の将来を見据え、地域の担い手となる経営体の確保、人・農地プランによる計画的な農地集積を図っていくことが重要となってくる。地域の農地の受け皿となるべき集落営農組織の設立を引き続き推進していき、担い手や地域の農業者の役割分担を明確にし、各種制度を活用して持続可能な力強い農業経営を強化・サポートしていく体制づくりが必要である。 | | |

- ※ 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | |
|------|---|
| 目 標 | 3 経営体 |
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ○町産業振興課及び情報企画課、勝英農業普及指導センターと連携し、新規参入希望者からの相談に随時対応する。 ○2月 地区座談会の実施 新規就農者の発掘と集落営農組織設立に向けての働きかけを行う。 |

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入
- ※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|---|-----------|-------------|
| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 947ha | 10ha | 1.10% |
| 課 題 | 地形、水利、鳥獣害被害等の条件が不利な地域に存在するケースが多い。景観作物などその解消方法及び再生等へ向けた対策方法を事案ごとに検討することが必要である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|---------|--|----------|--|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 0.5ha | | | |
| | 目標設定の考え方:前年度の農地パトロールの結果を踏まえ、遊休農地面積の約2%程度とした。 | | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 21人 | 6月～11月 | 11月～1月 |
| | 農地の利用意向調査 | 調査方法 | ①担当地域における日常的な巡回を実施。 ②普段目の届かない場所へも意識しながら巡回を実施。 ③事務局も地域へ出る際は意識を持って巡視。 ④委員と事務局間における情報の共有や交換を推進。 ⑤解消へ向けた相談や指導を案件ごとに実施。 | |
| | | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| その他 | 11月～3月 | 11月～3月 | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|--|-----------|
| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 937ha | 0.31ha |
| 課 題 | 農地を転用する場合には、農地法による許可が必要であることを、農業者はもとより、広く町民に対して周知を行うとともに、山間部など普段目の届かない地域へもパトロールを強化して行うなど細やかな実施に努め、日常的な活動においても巡視活動を徹底し、普及啓発を行い未然に発生を防止することが必要である。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | ○転用事業者に対し、違反是正の意向等の聴き取りを行うとともに、追認許可など速やかに必要な措置を講じ、違法状態を解消するよう指導する。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 6月～11月 農地パトロール |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入